

信書についての注意事項及びDM本舗の対応について

郵便法により「信書」に該当するDMはゆうメールおよびクロネコDM便では送ることができません。

「信書」は法律上原則、郵便のみが発送可能です。

「信書」とは…

「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と郵便法及び信書便法に規定されています。

「特定の受取人」とは、――

差出人がその意思又は事実の通知を受ける者として特に定めた者です。

※発送物の文書(チラシ等)に受取人を明記する場合や、文章の内容から特定の受取人宛てであることがうかがえる場合は、特定の受取人向けと判断されます。なお、受取人は個人、法人、団体、組織など全てが対象です。(配達のための宛名情報は除きます)

「意思を表示し、又は事実を通知する」とは、――

差出人の考えや思いを表現し、又は現実に起こりもしくは存在する事柄等の事実を伝えることです。

※購入や登録・参加を促す内容。受け取り人の事実通知が記載されている場合。(有効期限・ポイント数・購入履歴等)

「文書」とは、――

文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物のことです。(電磁的記録物を送付しても信書の送達には該当しません)。

※受取人を特定せず、意思を表示し、又は事実を通知する文書の場合は信書に当たりません。受取人を特定しても、意思を表示し、又は事実を通知する文書では無い場合は信書に当たりません。ただし、意思を表示し、又は事実を通知する文書では無いものをダイレクトメールとして発送することは考えにくいいため、基本的には受取人を特定した内容である文書は信書となります。

○ 信書に関するDM本舗での対応

近年、郵便局による信書に対する審査が非常に厳格となり、投函時に差出拒否をされる事例が発生しています。

お客様のDMを安全に投函するため、DM本舗ではデータチェック時に内容確認を行っております。

チェックの結果、信書に該当する(可能性が高い)と判断された場合は以下の対応をお願いしております。

1 信書に当たらない内容に印刷データを修正

修正いただき信書に当たらない内容となれば、そのままゆうメール・クロネコDM便で送ることが可能ですので、料金に変動はございません。

2 発送方法を通常郵便に変更

告知に関わる重要な内容等で修正ができない場合は、定形または定形外郵便での発送に変更となります。なお、定形外郵便の場合は料金が大幅に変動します。

※信書の確認は弊社にて判断可能なもののみとなります。最終的には郵便局の判断による為、内容によっては郵便局に照会が必要となり返答が翌営業日以降になることもございます。

※ご注文前の信書確認は基本的には承っておりません。

※全国にある郵便局の信書に対する審査事例により、審査基準は変化することもあります。その為、前回問題無く発送できた内容と同様であっても、信書に該当すると判断されるケースもございます。

封書DMの封入物をご支給の場合、ご支給物の到着後の信書確認となりますので、データの作成には十分ご注意ください。

次ページに信書該当するDMの事例を記載しております。

事例 2 文面の内容で受取人を特定している文書

誕生日クーポン

お誕生日おめでとうございます。 **事実から特定**
今月末までのご来店でこのクーポンを
お持ちいただきますと、お好きなケーキ 1 個を
サービスさせていただきます。

EX-30 新発売のお知らせ

治療院向けの専用医療機器 EX-30 を
発売開始いたしました。 **業種から特定**
貴院の機器を見直すチャンスです。

お持ちの〇〇〇〇の交換期限が迫っております。

そのままご利用されますと、
誤作動する可能性が高くなってまいります。
〇月〇日までに交換手続きをお済ませ
いただきますようお願いいたします。

契約関係・内容を特定

10名限定オンライン相談会のご案内

関東地区の私立校のためのオンライン
相談会開催。
課題に沿った解決策のご提案をいたします。

地域・業種から特定

お持ち物件の購入希望者からの
相談がございます。

所有物件名：●●●●●マンション **事実から特定**

最新買取相場は 3,000 万円～ 3,500 万円です。

卒業記念品作成のご案内

対象が限定的

3 年間の思い出に、**卒業生**のオリジナル
記念品を作成しませんか？

信書に該当する箇所

添え状(挨拶状、送り状等)について

文頭、文中で受取人を特定していても簡単な通信文レベルで、DMとして案内したいメインの送付物に添える無封の添付物(添え状、挨拶状、送り状等)の場合は、信書であっても送付が認められます。添え状に該当するかは、個別の判断となりますのでご相談ください。

※「無封」とは、(1)添付物そのものを封筒等に納めていない状態、(2)封筒等に納めていても納入口を閉じていない状態のこと。
(発送用の封筒にそのまま添え状が入っている場合は、無封となります)

**基本的に事前の信書確認は行っておりませんが、
本資料をご確認の上、ご不明な点がある場合は一度お問合せください。**

○ 通常郵便以外で信書投函をした場合

信書をゆうメールまたはクロネコDM便で投函とした場合、以下のリスクが予想されます。

投函時に信書と判断された場合

基本的には投函差し止めとなります。

【ゆうメールの場合】

ゆうメールにて発送する場合、投函時にサンプルによる内容確認が行われております。内容確認の際、信書と判断された場合は差し止めとなり、ゆうメールでは投函できません。

※投函ができなかった場合、「通常郵便」に変更し、該当の料金を支払う事で投函が可能な場合もございますが、都度郵便局の判断となり、対応方法は異なります。

【クロネコDM便の場合】

クロネコDM便はサンプルによる厳密な内容確認はありませんが、DMの表面に信書をうかがわせる表現がある場合は、差し止めとなる可能性があります。

投函後に信書と判断された場合

ダイレクトメールが配達されない場合がございます。

投函後であっても配達までの間に、郵便局およびヤマト運輸により、内容が信書と判断された場合、ダイレクトメールの配達が行われない場合がございます。その場合、送料は返金されません。

郵便法違反となり、最悪の場合罰則を受ける場合がございます。

信書を規定の送付方法以外で送付すると郵便法第76条違反に問われます。

郵便法第76条

一項 第4条の規定に違反したものは、これを3年以下の懲役又は360万円以下の罰金に処する。

二項 前項の場合において、金銭物品を習得したときは、これを没収する。既に消費し、又は譲渡したときはその価額を追徴する。

※郵便法違反は、DMを差出した者、配達した者の両名が問われます。

郵便法違反の事例

人材派遣会社による事例

社員に対する通知文書を通常郵便以外で発送しており、受け取った社員からの告発により違反行為が発覚。罰則には至らなかったが、報道の結果大きく信用を落とす結果となった。

テレビ局による事例

受信料の契約がない人に限定し、返送期日を記載した文書を複数回送付。総務省により内容が信書であると判断され、行政指導を受けた。

上記事例の通り、投函時に信書と判断される場合だけでなく、配達された後であっても配達先や外部からの指摘・告発により、違反行為が発覚する可能性もございます。罰則に至らない場合でも、企業の信用を損ねる可能性があり、通常郵便以外で発送する場合には、信書に該当するような表現がされていないかの注意が必要です。